

船橋市

「市民協働の指針」

平成20年 3月

船 橋 市

ごあいさつ

平成18年（2006年）10月に「船橋市市民協働のあり方検討委員会」が発足して以来、委員の皆さんには市民協働の観点から、地方分権に即した自治体のあるべき姿について、延べ16回にわたるご協議をいただき、先ごろ、その結果を取りまとめた「最終提言書」をご提出いただきました。



市民協働という言葉は、「市民参加」・「市民参画」・「協働」などとともに様々な自治体で既に使われておりますが、必ずしも明確な定義が存在しているわけではなく、一般的には、市民活動団体と行政との二者間関係で理解されることが多くなっているようです。

今回の委員会からの提言書においては、《市民協働とは、あらゆる主体が、それぞれの社会的役割と責務を認識し、互いの持つ特性を尊重しつつ、補完し合い、協力・連携し合いながら、市民福祉の増進に向けた地域交流の活性化や地域における課題解決という共通の目的のために、創造的かつ持続的に取り組むこと》とされています。

このたび策定いたします「市民協働の指針」では、この委員会からの提言書に基づき、こうした市民協働についての理解を前提に、極めて広い範囲における多様な協力関係の構築ということを基本としつつ、様々な方策の実施を含めて、本市が将来向かうべき市民協働のあり方と方向性を示しております。

現在の自治体には、自治力を向上させ、市民生活をさらに充実させることが求められていますが、そのためには市民協働という観点からの取り組みは不可欠であると考えております。

船橋市が将来も豊かで住みよいまちとして持続的に発展していけるよう、「市民協働によるまちづくり」の推進に、一人でも多くの市民の皆様が参加していただけることを心から願っています。

船橋市長 藤代孝七

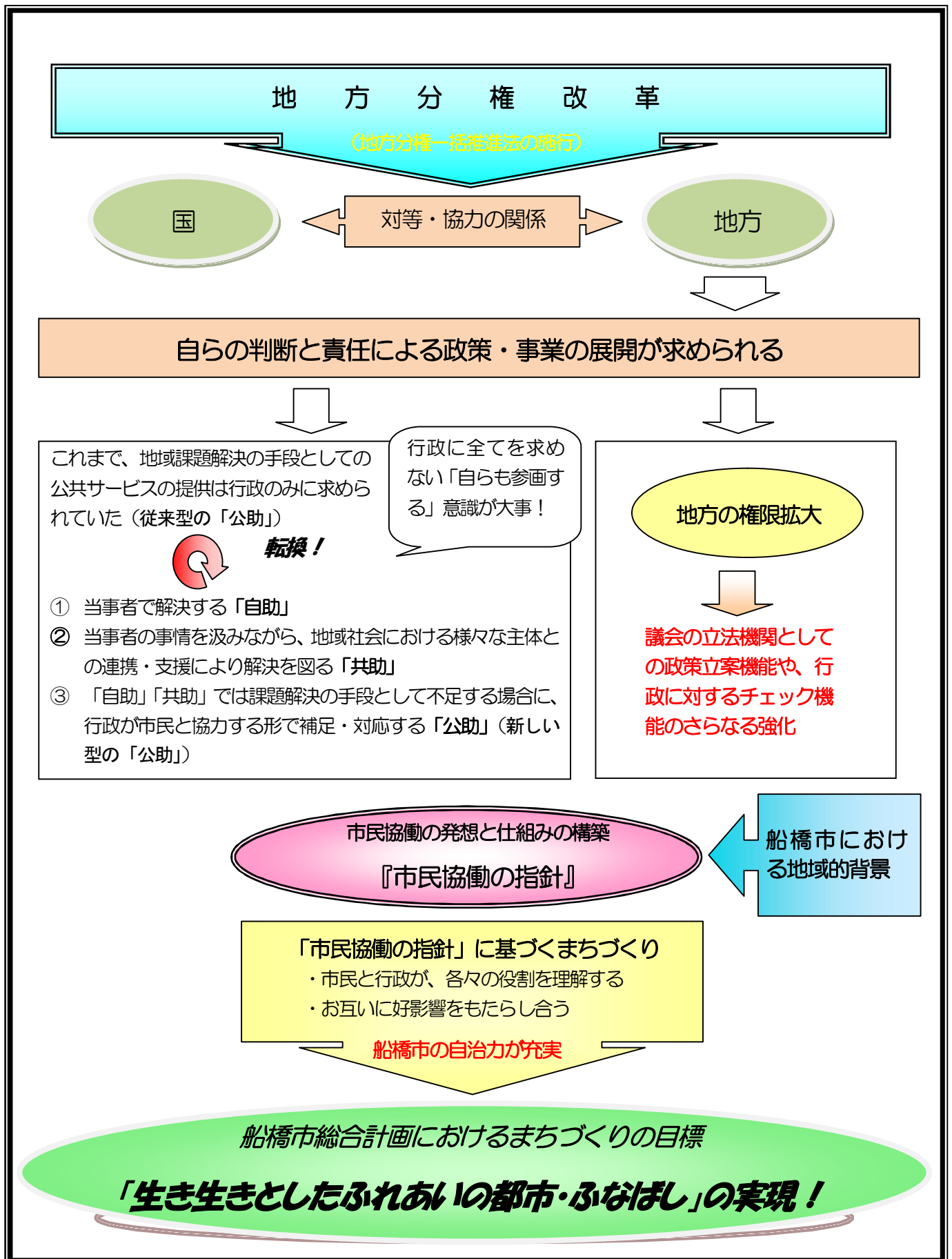


～ 目 次 ～



I	指針策定の背景	1
	1. 社会的背景	
	2. 船橋市における地域的な背景	
	3. 「市民協働によるまちづくり」の推進	
II	市民協働のあり方	7
	1. 市民協働とは	
	2. 市民協働はどのように活かされるのか	
III	市民協働によるまちづくりの展開	11
	1. 基本方針	
	2. 市民協働に関する環境づくり	
	3. 市民協働に必要な体制づくり	
	4. 市民協働を推進するための仕組みづくり	
	5. 市民協働に対する取り組み	
	6. 市民協働自治に向けての展望	
	【用語集】	23

I. 指針策定の背景



1. 社会的背景

1) 地方分権と自治体の自立

国と地方自治体との関係を見直そうとする地方分権改革では、市民により身近な自治体において、市民の意見を取り入れながら、地域の実情に合った政策や事業を決定できるようにしようとしており、そのための条件整備が各方面で進められています。そうした中で、平成12年（2000年）に「地方分権一括法」（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）が施行されたことによって、知事や市町村長が国の事務を処理するという機関委任事務制度が全廃となり、法制度的には、国と地方公共団体は「対等・協力」の関係に立ち、「住民本位」の自治体の自立が模索されるようになりました。

この地方分権改革は、市町村でできることは市町村で行ない、市町村でできないことは都道府県が、都道府県でできないことは国が行なうという「補完性の原理」に基づく形で、自治体の自立促進に向けて進められています。

このような流れのなかで、地方自治体は「自治力」を身につけ、自主的で具体的な政策を示せるようになることが求められています。

今後、少子・高齢化をはじめとして、地域を取り巻く課題はますます多様化し、複雑化することが想定されます。このため行政単独では対応できないものが増えていき、市民と行政が協力して解決することや、市民に自主的な課題解決を委ねることが必要な場合も増えていくことが予想されます。

また、地方分権が進むことによって、地方行政の権限が拡大していくことに伴い、市民からの負託を得た議会の立法機関としての政策立案機能や、行政に対するチェ

ック機能のさらなる強化も必要となるなど、今まで以上に市民・議会・行政の適切な役割分担が重要となってきています。

2) 自助・共助・公助

これからの自治体は、市民生活の充実という目的が達成できるように、また限られた財源を有効活用するために、より効果的で効率的な公共サービスの提供が求められます。そのためには、今まで以上に行政の経費節減を進める必要があるとともに、市民生活に最も身近な観点から施策の総合的な見直しを図り、「自助」「共助」「公助」の適正な分担と柔軟な組み合わせを進め、人の力を活かす、地域の力を活かす行政に変わることが必要となります。

これまでのように公共サービスの提供は行政のみが行うという従来型の「公助」のあり方から、行政に全てを求めるのではなく、市民と行政が一体となって取り組む「自らも参画する公共サービスのあり方」についても考えていかなければならなくなってきています。

たとえば、地域に何らかの課題が発生した場合に、これを解決する際には、まず当事者が「自助」による解決が可能かどうかを探り、「自助」による解決が限界となった場合には、隣近所や各種団体・地域社会までを含む様々な主体が連携して支援を行なう「共助」によって克服していくことが期待されます。こうした「自助」「共助」の可能性を最大限に引き出した上で、それでもなお課題解決が十分でない場合に行政が対応していく、これが「公助」となります。

この新たな「公助」は、すべて行政主導によってなされるのではなく、市民と行政との協力・連携関係によって「自助」「共助」の不足を補足・対応していくものとして捉えていくことが必要です。

2. 船橋市における地域的な背景

「市民協働の指針」を策定するにあたっては、社会的背景だけでなく船橋市における地域的な背景も明らかにしておく必要があります。

地域的な背景を、「市民」、「行政」、「市民」と「行政」をつなぐ「地域組織」のそれぞれの区分で検証すると、以下のようなことが挙げられます。

① 「市民」

平成 18 年度に実施した「市民活動に関する市民及び市民活動団体意識調査」(注)によれば、約 7 割の市民が市民活動に参加した経験を持っていない反面、約 6 割の市民は条件が整えば市民活動に参加してみたいと考えており、多くの市民が、参加できる環境が未だ整っていないと考えていることがわかりました。

市民の地域活動に対する実際の活動実態が少ない現状に対し、今後は、市民協働の推進に向けて、市民と行政が一体となって「市民福祉の向上」に役立つ活動に参加しやすい環境を作ることが必要になります。また、市民には、行政に意見を言いつつ、行政との協力・連携に向けて、これまで以上に自発的な活動を進める意識を持ってもらうことが求められます。

(注) 調査概要は、市民協働課ホームページを参照。

(<http://www.city.funabashi.chiba.jp/shiminkyodo/shikyo/ishikichousa.htm>)

② 「行政」

市の財政状況を見ると、経常的な経費に経常的な一般財源がどの程度用いられているかを示す経常収支比率は 93.8% (平成 18 年度決算) という高い水準にあ

り、近い将来、現行の公共サービスの水準を維持することも困難となることが予測されるといふ厳しい状況にあります。

このような厳しい財政状況や地方分権改革の進展等により、政策面ではこれまで以上に「選択と集中」が必要となるとともに、市民協働の観点から既存事業の見直しなどを行うとともに、職員の意識改革を行うことが必要となっています。

③「市民」と「行政」をつなぐ「地域組織」

船橋市内にある約800にも及ぶ町会・自治会には、市民の約80%が加入しており、地域住民の親睦のみならず、住環境の改善、福祉の向上、安心・安全なまちづくりなどにもその活動の幅を広げています。

また、地区社会福祉協議会が、市内の公民館などを拠点に、町会・自治会、民生委員児童委員、各種機関・団体など地域の協力を得ながら、地域に密着した福祉サービス事業を行っているなど、本市の地域組織は従来から活発に活動しています。

個々の組織がそれぞれの役割に応じて活動している地域組織には、今後、市民協働の推進に向けて、今まで以上に幅広く他の組織との横断的な連携や建設的な議論を深めていくことが求められます。

3. 「市民協働によるまちづくり」の推進

船橋市の総合計画（基本計画）では、市民の価値観や生活様式の多様化が進み、行政に対する要求が複雑化、多様化、高度化、細分化しているなかで、これらの市民の要求に的確に対応するために、市民自らが主体的かつ責任を持ってまちづくりに参加し、市民の持つ創意と意欲をまちづくりに活かすことが必要であるとしています。また、地域づくりの担い手として、ボランティアやNPOなどの市民と行政が相互の役割と責任を明確にし、対等な立場で協働する良好なパートナーシップによるまちづくりを進めることも求めています。

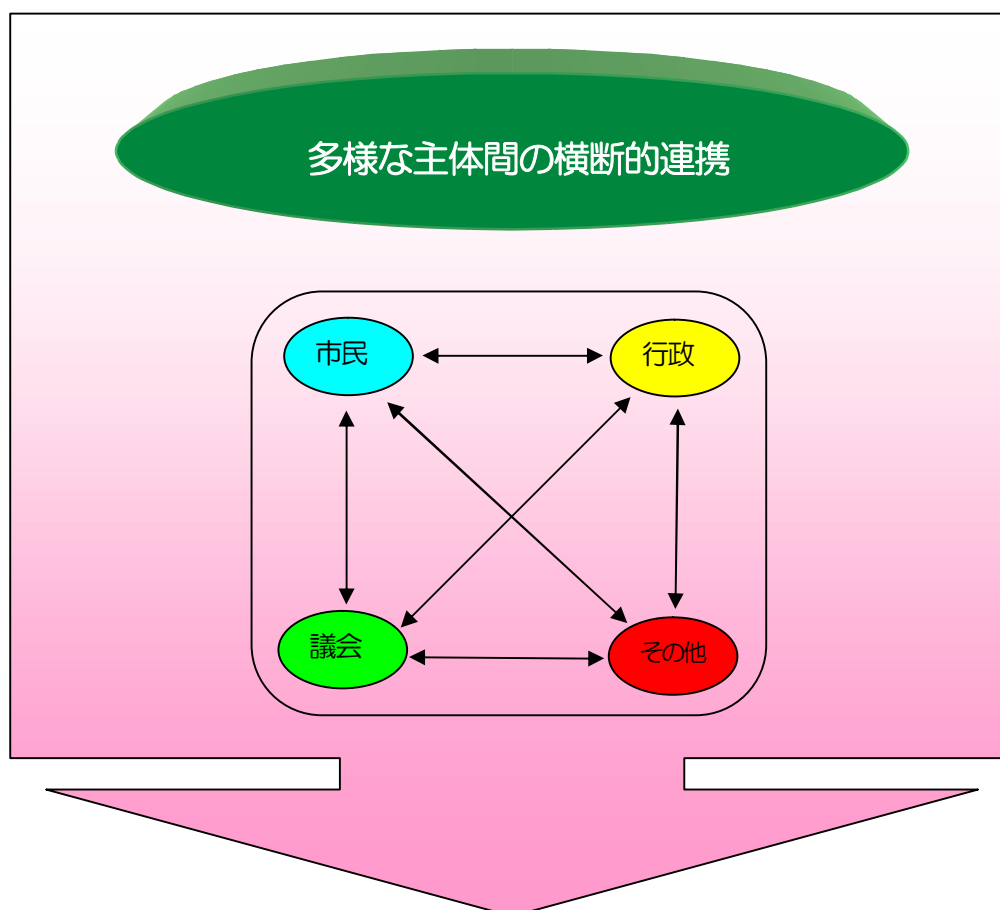
本指針では、この総合計画を受けて、前述したような「地方分権改革の進展等に伴う社会的背景」及び「船橋市における地域的な背景」に基づき、**地域交流の活性化や地域課題を解決する一つの手段としての市民協働のあり方、方向性について明らかにし、「市民協働によるまちづくり」を推進するための方策などを提示しています。**

そして、これらの方策を実施することにより、総合計画における本市のまちづくりの目標である「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現を目指してまいります。

Ⅱ 市民協働のあり方

◎ 「市民協働」とは・・・

～「あらゆる主体による、市民福祉の向上に向けた取り組み」～



市民協働の理解と実践の繰り返し

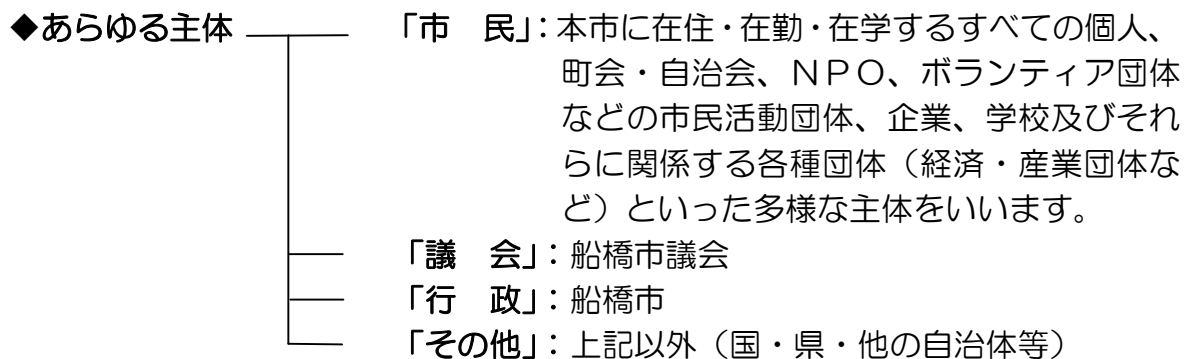
「計画」・「実施」・「評価」の各段階における試行錯誤の蓄積

事業の効率化と実施効果の向上へ！

1. 市民協働とは

この指針では、「市民協働」を次のように捉えています。

あらゆる主体が、それぞれの社会的役割と責務を認識し、互いの持つ特性を尊重しつつ、補完し合い、協力・連携し合いながら、市民福祉の増進に向けた地域交流の活性化や地域における課題解決という共通の目的のために、創造的かつ持続的に取り組むこと。

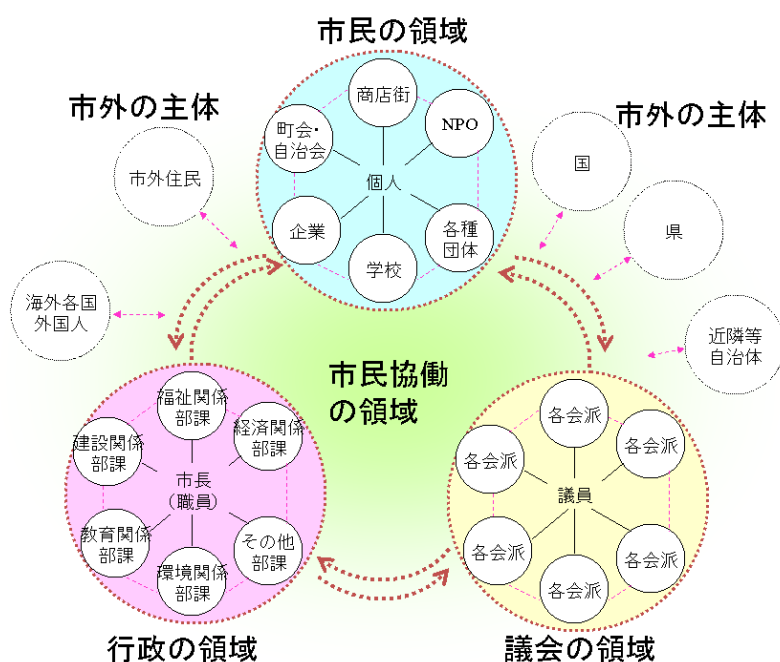


あらゆる主体が協力・連携をしながら、市民福祉の増進に向けた地域交流の活性化や地域の課題解決を図るにあたっては、市民協働についての基本的な考え方や、市民協働のあり方・進め方などへの理解を深め、それぞれの主体が共通の認識を持って取り組んでいくことが重要です。中でも、市民と行政との協力・連携には、それぞれの特質や状態、能力をお互いに十分に理解することが必要であり、そのうえで助け合い、尊重し合いながら継続してまちづくりに取り組むことが大切となりま

す。この場合の「市民」とは、本市に在住・在勤・在学するすべての個人、町会・自治会、NPO、ボランティア団体などの市民活動団体、企業、学校及びそれらに
関係する各種団体というように、地域や場面、状況に応じて様々に変化します。

また、市民と行政による協力・連携を推進するためには、市民と行政との関係を
仲立ちする様々な発想・場・機会・仕組み・ルールが必要となります。これらを充
実させていくことによって、一方では市民の自立を通じた「共助」の拡大が図られ、
他方では市民と行政とによる新たな「公助」を具体化させることが可能となります。

市民協働の主体は、下図に示すように市民、議会、行政の領域に大別されますが、
その基盤にあるのは個人、議員、職員というような個々の存在で、各主体内だけで
なく主体を超えて、個々の属する立場が変わることもあります。ここで大切なこと
は、それぞれが属する主体の中だけにとどまるのではなく、お互いに支え合う関係
にあること、すなわち「横断的連携」が必要不可欠です。その中でも、行政の領域
内における関係部課相互の連携は、市民協働を支えるだけでなく、類似した事業の
包括化や複合的な事業効果を生み出すためにも重要になります。



各主体における横断的連携のイメージ

2. 市民協働はどのように活かされるのか

市民と行政が市民協働を実践していくためには、両者がともに市民協働についての理解を深めるための仕組みが必要となります。市民には、自らの地域の諸問題を共有していくことによって、「自助」・「共助」の具体化を考えていくこと、また行政には、地域内の様々な声を拾い上げ、議論し、解決策を探る場の創設や機会の設定など、提案されるアイデア等を的確に受け止め、可能なものについては市民協働事業として実現化させるための体制・環境づくりが求められます。

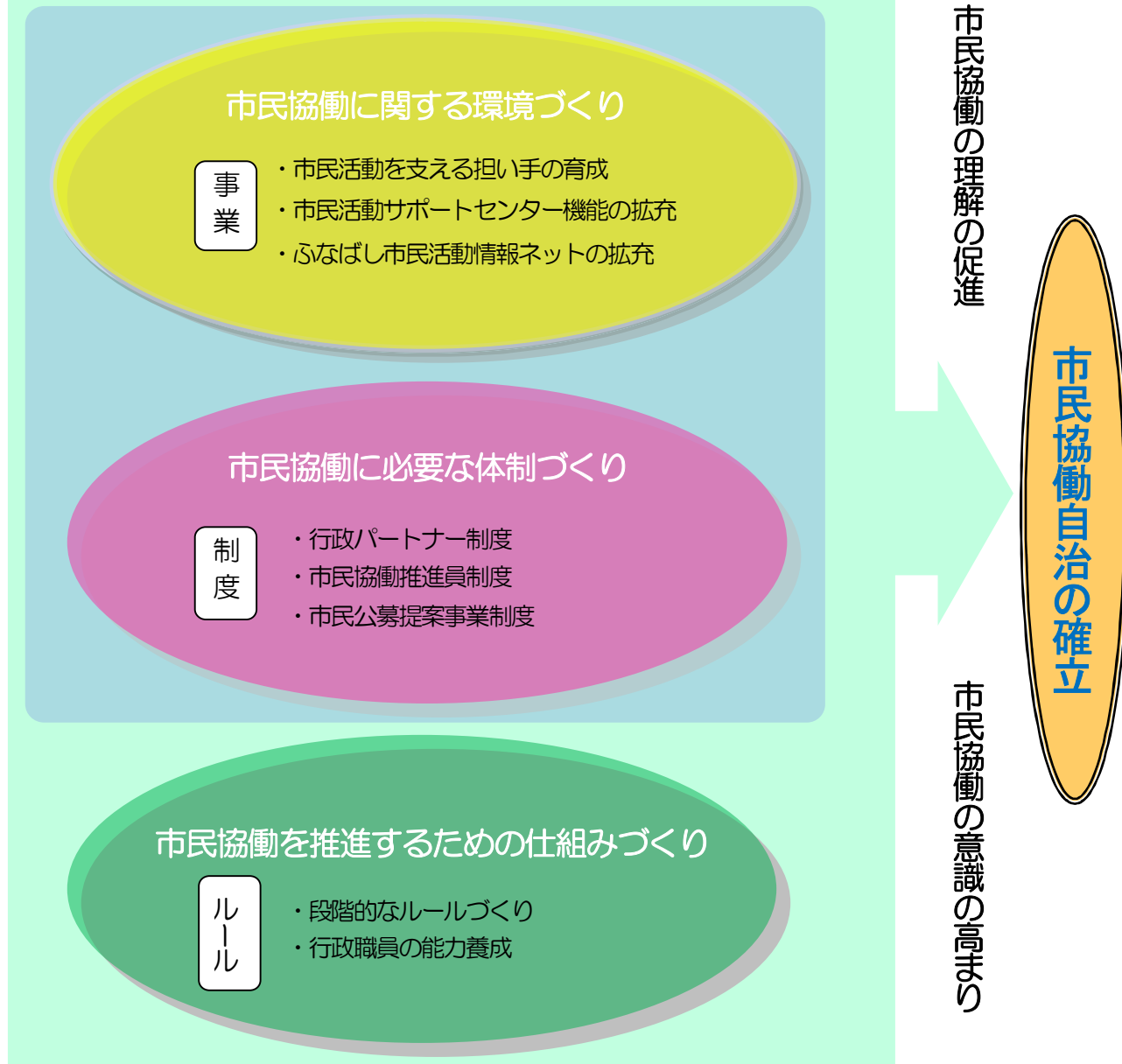
こうした市民や職員の意識改革や市民協働を推進することは、単発的・画一的に成し遂げられるものではありません。重要なのは、市民協働について理解することと実践することを繰り返していくことです。こうした理解と実践を通じて、担い手が達成感や生きがい、やりがいなどを感じることができれば、地域の課題への対処や、きめ細かい公共サービスの展開といった効果にもつながるものと考えられます。

また、市民協働の視点が、「計画」・「実施」・「評価」の各段階において試行錯誤を繰り返しながら進められていくと、現実即して問題を把握することや地域の資源を活かした問題解決を検討することができるようになり、その蓄積が、結果的には事業の効率化と実施効果の向上へと結びついていきます。

さらに、地域における具体的な諸問題や公共的な事柄に関する情報が市民に十分提供され、かつ十分共有されるとともに、解決に向けた活動への参加方法などが明らかにされていけば、個々の日常生活と地域活動との接点が見出されていき、市民が各々できることや、市民と行政が相互に協力・連携してできることを発見し、実践する意識が芽生えてくることも期待されます。

Ⅲ 市民協働によるまちづくりの展開

【市民と行政の協力・連携を促進する媒介ツール】



市民協働に対する取り組み ～さまざまな手法の活用へ向けて～

民による公共サービス拡充に対する取り組み例

- ・公益信託、基金制度
- ・市民参加型市場公募地方債
- ・コミュニティビジネス など

事業内容に応じた市民協働の取り組み例

- ・パブリックインボルブメント
- ・アダプトプログラム
- ・グラウンドワーク など

1. 基本方針

家庭や仕事など私たちの身近な暮らしの中や、これまで地域社会の中で継承されてきた歴史・伝統・慣習など、その一コマ一コマにおいて市民協働は存在してきました。市民それぞれが、多様な生活様式に応じて行政や市民活動へ参加することによって「市民力」を育み、これが市民主体の自立した市民活動へとつながり、さらには市民協働自治へと結びついて行くという過程が重要です。この過程を発展的に展開していくための土台として、市民協働の担い手となる多様な市民が、行政を理解し、関わることのできる機会が必要となります。しかし、そのための情報伝達の手段としての広報紙や町会・自治会を通じた回覧などは、市民にとって受動的で一方通行になりがちです。また、知りたい情報を自ら選択して得ることのできる手段としてインターネットがありますが、現状では必ずしも全ての市民にとって容易な手段とはいえません。そこで、「生活上の関心事や興味」→「学習による知識・能力育成」→「市民活動の実践」へと発展的に展開する過程を踏まえ、市民協働の担い手となる多様な市民が、行政を理解し、関わることのできる媒介ツールといったものが、まず必要となります。

市民協働の担い手となる多様な市民と行政が、それぞれの責任や役割を明確にした上で、お互いの協力・連携を促進することのできる媒介ツールを中心に、

- (1) 市民協働に関する環境づくり（事業）
- (2) 市民協働に必要な体制づくり（制度）
- (3) 市民協働を推進するための仕組みづくり（ルール）

の3つを基本方針として位置付け、次頁から市民協働自治の確立を目指した行政として取り組むべき具体的な施策を示します。

2. 市民協働に関する環境づくり

～市民と行政の連携促進に向けて～

① 市民活動を支える担い手の育成

行政を知り、解かり、関わることのできる機会として、「生涯学習サポート事業」、「まちづくり出前講座」、「ふなばし市民大学校」といった事業が実施されています。これらの事業は、「生活上の関心事や興味」から「学習による知識・能力育成」へとつながり、市民主体の自立した市民活動へ近づく手段の一つとなり得ることから、以下に示す環境づくりの媒介ツールについてはこれら事業との連携を図ることが必要です。

また、市民協働に関する様々なテーマについて考えるセミナーの開催や、キックアップづくりの場の提供、映像による啓発活動の実施など、市民協働を知る機会や市民活動への参加機会を積極的に展開することによって理解の促進を図ります。

② 市民活動サポートセンター機能の拡充

市民活動サポートセンターの「場の提供」、「情報の提供」といった現行の機能から一歩踏み出して、市民協働の総合的な役割・機能を持たせる必要があります。

具体的には、「市民力」向上のための人材育成・啓発、市民と市民をつなぐコーディネート機能を持たせることなどを検討するとともに、次の段階として、その運営に市民の知恵と活力を導入して、市民活動の多様性に柔軟に応える体制づくりも検討していきます。

③ 「船橋市市民活動情報ネット」の拡充

町会・自治会や NPO をはじめとする市民活動団体などによる活動を紹介し、市民活動への関心を促すとともに、市民活動への参加機会を拡げ、市民活動がさらに活発化していくことを目的として、「市民活動情報ネット」をインターネット上に開設しています。

今後は、情報発信会員の登録増加により情報内容を充実させていくほか、個人会員の登録を増やすための分かり易い画面表示などの工夫を行っていきます。

また、将来的には地域内にある異種団体間の連携を図るための団体同士の情報共有や、受信者も意見を述べることができる双方向の意見交換の場となるような仕組みなど、活動の充実・発展に寄与できるような活用のあり方についても検討していきます。

3. 市民協働に必要な体制づくり

～市民と行政をつなぐ制度の創設・拡充～

① 行政パートナー制度

行政パートナーは、市民の立場に立って、行政と一緒に知恵を出し、市民協働事業として推進する施策の研究などを行っています。活動にあたっては、単に受益者としての市民ではなく、より客観的な市民の視点から行政を理解し、第三者的な立場に立って市民と行政をつなぐコーディネーター的な役割を担っていくことが求められます。

今後は、各事業課において市民の知恵や力を活かして事業を推進しようとする場合など、必要に応じて行政パートナーを配置することも検討します。

また、個々の市民活動団体だけでは実施困難と思われる、中間支援的な部分を行政パートナーが担うことも考えられ、例えば市民と市民をつなぐコーディネーター的役割や、情報発信を促進するための市民活動団体への積極的な働きかけ、意識向上のための啓発活動といった市民活動のさらなる活発化を図る取り組みなどについて、市民活動サポートセンターを拠点として実施することについても検討します。

② 市民協働推進員制度

市民協働推進員は、平成19年（2007年）1月、市民協働によるまちづくりを推進するための全庁的な体制整備の一環として各部・各課に152名配置され、市民からの提案事業の調整や市民協働に関する情報等の職員への周知などを担当しています。市民協働推進員は、市民提案などに基づく新規事業だけでなく、

所管している既存事業についても市民協働の観点から改善を図ったり、より地域に密着した情報共有を図ったりするなど、これまで以上に柔軟な発想と能力が必要とされます。

今後は、市民協働推進員の能力向上の観点から、トレーニングとしての各種研修会や催し物への参加、実践経験などによって能力養成を図っていきます。

③ 市民公募提案制度

行政が行う公共事業は、そのほとんどが法令や計画に基づいて行われるのですが、地方分権の推進等により、地域の実情を踏まえた対応が求められるとともに、時代や要求の変化への迅速な対応が不可欠であり、市民と行政とが知恵と労力を出し合いながら取り組んでいくことが、これまで以上に必要となります。

今後は、市が取り組む新たな施策や抱える課題等に関して、市民の創意と意欲を活かして取り組む「市民協働モデル事業」を実施し、提案者（団体）と行政がそれぞれの責任と役割分担を明らかにしてモデル的に取り組むことを検討していきます。なお、公募にあたっては、提案者と行政との市民協働による相乗効果などを審査選考するとともに、「行政サービス改善プラン」との連携を視野に入れつつ、波及的に幅広い市民協働の実践につながるモデル的な取り組みとなることを検討します。

また、将来的には、市民から提案された事業について、公共性や必要性が高く、実施可能な取り組みについては速やかに事業化対応できるようにするための「市民公募提案制度」について検討します。

4. 市民協働を推進するための仕組みづくり

～自治のルール確立へ～

市民協働を推進していくためには、市民協働の主体相互の協力・連携にかかる行動理念、具体的な手続き、その他のシステムについて「自治のルール」として示すことが求められます。

その前提として、具体的な市民協働事業の積み重ねと、それに伴って市民と行政の意識醸成を図るといった過程を十分に踏まえた上で、その中から「自治のルール」を確立していくことが必要です。ルールのみが先行して、十分な理解の下にそれが共有されなければ、市民協働の具体的な展開を望むことはできません。「自治のルール」の確立は、市民協働の主体の成熟に応じて検討していくものであると考えます。

まずは、市民協働のあり方の共有を図り、必要に応じ規則や要綱などの見直しと整備を行い、将来的には、市民の意識の高まりとともに、市民協働条例などの制定といったことも視野に入れながら段階的なルールづくりを検討していきます。

また、「自治のルール」の確立とは、規則や要綱などの見直し・整備や条例の制定だけでなく、個別具体的な事業に関する法令等の解釈や運用のあり方を捉え直すことも意味します。各自治体で進められている法務改革の動きは、市民協働の推進において必要不可欠の課題です。

今後、行政職員には今まで以上に現場を認識・把握し、問題解決と法政策の整備にあたる能力の養成を進めることが必要です。

5. 市民協働に対する取り組み

～さまざまな手法の活用へ向けて～

① 民による公共サービス拡充に対する取り組み例

市民の価値観の変化や多様化する市民の要求等に伴って、求められる公共サービスも多様化・高度化する状況の中で、行政のみがこれに対応していくことには限界があります。市民や市民活動団体、企業などといった多様な主体により担われる公共、いわゆる地域社会の新たな価値を創出するための「新しい公共」の形成に向け、適切かつ効果的に取り組んでいく必要があります。

また行政においては、民間活力導入の形として業務委託などが行われていますが、従来これらは実施方法を細部にわたり行政が決定した形で実施されてきました。しかし、指定管理者制度の導入などに見られるように、民間事業者の裁量を認め包括的な形で委託することによって、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させる方向に転換していくことも想定されます。

「新しい公共」の考え方に基づいて、公共サービスの担い手として市民活動団体を含めた民間事業者が、主体的・自立的に力を発揮することによって公共サービスの拡充を図るための方策としては、

・公益信託・基金制度　・市民参加型市場公募地方債　・コミュニティビジネス
などが挙げられます。

② 事業内容に応じた市民協働の取り組み例

市民の行政への参加については、市政モニター制度、市民意識調査、市政懇談会、審議会の市民委員の公募など、従来から市民の声を聴取する手法を取り入れてきま

した。これらの手法は今後も市民協働の観点から活かしていくことが必要ですが、事業の計画段階から実施段階、さらには評価に至るまで、各過程において事業内容に応じた市民参加について検討が必要です。

また、行政の事業の中で地域住民やNPO等が主体的に実践できる領域では、役割分担を見直したり、事業内容や規模に応じて市民参加の機会を拡大したりといったことも考えられます。いずれのケースでも、その成果として住民満足度の高い事業にしていくことが目的です。

一方、まちづくりは「意識醸成」と「合意形成」の過程が重要です。地域課題に取り組む過程においては、その段階が進むにつれて一部の関心事から地域全体の関心事になるよう地域関係者のそれぞれの立場、得意分野（役割、仕事）を認め尊重し合い、お互いの協力・連携を意識しつつ取り組むことが重要です。

このような中で行政は、活動の発展段階を考慮しつつ、事業内容を判断し関わっていくことで、副次的効果として活動関係者を成長させることにもなり、それがまちづくりの新たな広がりとなる可能性もあります。これらを踏まえ上で、具体的な方策としては、

・パブリックインボルブメント ・アダプトプログラム ・グラウンドワーク
などが挙げられます。

6. 市民協働自治に向けての展望

市民協働を推進するにあたっての施策等について示してきましたが、これらの施策を実施するだけで市民協働が推進されるものではなく、市民、議会、行政といった多様な主体が適切なかかわりの中で、それぞれの役割を果たしていくことが不可欠です。

中でも、町会・自治会、地区社会福祉協議会などの地縁組織は、これまで地域課題の解決にとって大切な役割を果たしてきましたが、今後は生活様式の多様化などによって、従来どおりの仕組みや方法では対応できない場合も想定されます。そこで、地域の実情や生活様式に沿った地域の仕組みづくりとして、例えば地域の課題発見、解決方法の検討、地域住民の総意を形作る仕組みなどを主体的に考えていくことも求められます。

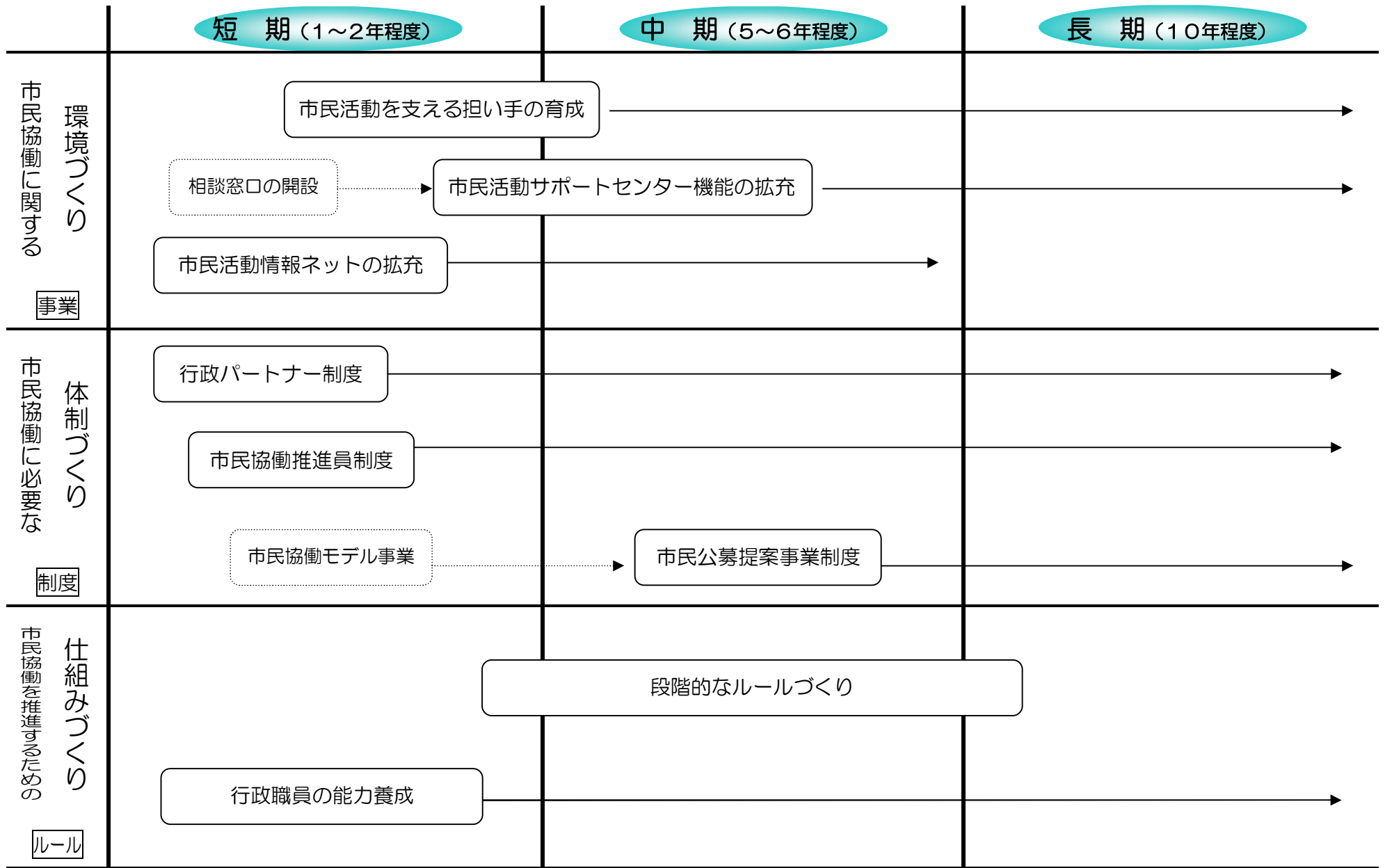
また、行政においても、地域ごとに特性があることを認識した上で、地域横並びで対処するだけではなく、地域の実情や生活様式に沿う形で適切な協力・連携を図ることのできる体制づくりが必要となります。

このように様々な地域課題への対処を、地域の実情や生活様式に沿う形で行い、地域に根ざした取り組みが展開される市民協働自治が確立されることによって、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現へとつながっていくものと考えます。

本指針は、個別的なものや細部に踏み込んだ内容まで示したものではありません。今後、具体的な施策として進めていくにあたっては、常に市民に開かれた形で検討していくことを意識し、まずは学習する場と相互理解を図る機会を積極的に設けて

いく必要があります。そうした一人ひとりの努力の積み重ねを通じて、各主体が市民協働を理解し、意識を向上させ、具体的な社会参加の実践へとつながっていくことを期待するものです。

また、本指針に述べた内容は、現時点において市民協働に取り組むにあたっての第一段階のものと捉えています。市民協働に関する理解と実践の繰り返しの結果、船橋市における市民協働が次の段階へ進む際には、この指針を策定するにあたって検討いただいた「船橋市市民協働のあり方検討委員会」による「市民協働の指針策定に向けた提言書」における精神に立ち返り、さらにその時点での時代背景等を考慮したうえで、時代に即した新たな方策を検討していきたいと考えております。



市民協働によるまちづくりの展開のスケジュール

【用語集】

用語	解説
【あ行】	
アダプトプログラム	道路や河川など一定の区画をアダプト（養子）にし、住民、NPO、企業などによって、愛情と責任をもって維持管理や清掃美化などを行う手法
NPO（エヌピーオー）	民間非営利活動団体。社会貢献活動を行っている市民活動団体で、営利を目的としない。
【か行】	
グラウンドワーク	地域を構成する住民やNPO、企業、行政の3者がパートナーシップの基で、生活の現場（グラウンド）に関する創造活動（ワーク）を行うことにより、自然環境や地域社会を整備・改善していく手法。
コーディネーター	調整役のことをいう。全体のバランスを考えてアドバイスする人。パネルディスカッション（公開討論会）での司会進行役をコーディネーターと呼ぶことがある。
コミュニティ	地域共同社会、近隣社会のこと。船橋市においては、町会・自治会の活動範囲等を基本とした24地区にコミュニティを区分している。
コミュニティビジネス	市民が主体となって地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動利益を地域に還元するという事業の総称。
【さ行】	
市政懇談会	開かれた市政、市民参加の市政を目指し、市政に対するご意見、ご要望、或いは地域が抱える諸問題を市長が直接市民と話し合うため開催するもの（現在、3巡目）。開催は24地区コミュニティを単位とし、年間6～7地区開催。

用語	解説
<p>市政モニター制度</p>	<p>広く市民の皆様の意識を把握するため、地域・年代・性別などを考慮して決定（任期：1年）したモニターにアンケート調査などを行い、今後の市政運営の基礎資料として活用しようとするもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査 年3回程度（郵送配布／郵送回収） ・施設見学会 市内の公共施設等を見学
<p>市民意識調査</p>	<p>広く市民の意識を把握し市政に反映させるため、市内に在住する満20歳以上の男女を住民基本台帳から3,000人無作為抽出し、郵送法により年1回実施するアンケート調査。</p>
<p>市民活動サポートセンター</p>	<p>様々な分野で活動するボランティア団体やNPOを支援するため、JR船橋駅南口再開発ビル（フェイス）5Fに開設した施設。打合せや会報づくり等ができるスペースの他、活動内容の発信・情報提供なども行うことができる。</p>
<p>市民力</p>	<p>自分たちでものごとを決め、社会的な課題に対してはともに解決に当たるといふ、市民一人ひとりの協力・連携する力のこと。</p>
<p>【は行】</p>	
<p>パブリックインボルブメント</p>	<p>行政の行う計画の策定や公共事業を、市民の参加、参画を積極的に募り、意見を反映させながら行うこと。</p>
<p>【ま行】</p>	
<p>民生委員児童委員</p>	<p>地域において住民の立場から要望を関係機関に伝えるとともに、一人暮らしの高齢者や障害者等への訪問・相談等、住民が安心して暮らせるよう支援を行うため、厚生労働大臣から委嘱を受けた制度ボランティア。</p>